三七二　令和七年総務省告示第三百二十七号の一部を訂正する件　政党助成法第六条第二項において準用する同法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件　令和八年総務省告示第五十六号の一部を訂正する件　令和八年総務省告示第百二十号の一部を訂正する件　令和八年総務省告示第百二十一号の一部を訂正する件　令和八年総務省告示第百二十二号の一部を訂正する件　令和八年総務省告示第百八十八号の一部を訂正する件　政党助成法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件　政党助成法第六条第二項において準用する同法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件　電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件　電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件等の一部を改正する件　共同募金会が募集する寄附金を寄附金控除の対象となる寄附金として承認する件　二　218　一　二　218　一四　二　218　一五　二　218　一五　二　218　一五　二　218　一五　二　218　一六　二　218　一六　二　218　一七　二　218　一七　九　223　七七　九　223　七七　一三　三

三八四　特定国外派遣組織を指定する件　電気通信事業法第三十条第三項第二号の規定により禁止される行為の相手方となる電気通信事業者を指定する件の一部を改正する件　電気通信番号計画の一部を変更する件　事業用電気通信設備規則の細目を定める件の一部を改正する件　特定国外派遣組織を指定する件　令和七年総務省告示第三百五十五号の一部を訂正する件　令和八年総務省告示第六十七号の一部を訂正する件　二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信を行う無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値を定める件の一部を改正する件　電波法第百三条の二第二項及び別表第八備考の規定により総務大臣が指定する周波数を定める件の一部を改正する件　重要通信を行う機関を指定する件の一部を改正する件　〇中央選挙管理会　衆議院比例代表選出議員の選挙における政党その他の政治団体の名称、略称等についての届出があった件　衆議院比例代表選出議員の選挙における政党その他の政治団体の名称、略称等について異動の届出があった件　一六　二　二〇　六　二二　一四　二二　二二　二六　一　二七　一　二七　二　二九　一四　二九　一五　三〇　七九　二　二　二　三

一六　〇消防庁　消防組織法第四条第二項第十六号の規定に基づき、救助活動に関する基準の一部を改正する件　消防組織法第十六条第二項の規定に基づき、消防救助操法の基準の一部を改正する件　一七　〇法務省　公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件　〃　裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十二条第一項の規定による変更の認証をした件　八〇　公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件　八一　〃　八二　八三　出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件の一部を改正する件　八四　公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件　八五　出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件の一部を改正する件　〇外務省　国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件　国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる資産凍結等の措置の対象となるロシア連邦の団体及び個人を指定する件の一部を改正する件　二九九　三〇〇　九　223　三三　一　一五　一　六　二〇　六　二　特56　二　二　三〇　238　七九　二　特57　三

三〇一　ウクライナをめぐる国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる輸出等に係る禁止措置の対象となるロシア連邦及びベラルーシ共和国以外の国の団体を指定する件の一部を改正する件　三〇二　国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる特定の船舶に関する役務取引等の規制措置の対象となる船舶の国際海事機関船舶識別番号に関する件　三〇三　円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とガーナ共和国政府との間の口上書の交換に関する件　三〇四　絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約に係る日本国による特定の留保の一部撤回に関する件　三〇五　シンド州におけるインダス川洪水防御及び堤防改善計画のための贈与等に関する日本国政府とパキスタン・イスラム共和国政府との間の書簡の交換に関する件　三〇六　残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の日本国による通告の撤回に関する件　三〇七　返納を命じた旅券を無効とする件　三〇八　マラウイ共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件　二　特57　七　二　特57　七　六　一　六　一　二　七　八　二　八　二　八